

駒ヶ根市障がい者基本計画 2024

令和6年 ~ 令和10年
(2024年) (2028年)



令和6年(2024年)3月

駒ヶ根市

目次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の目的	1
3	計画の位置づけ	2
4	計画の期間	2
5	計画の対象者	3
6	計画の策定体制	3
7	計画の推進体制	3
第2章	障がいのある人を取り巻く状況	5
1	総人口の推移	5
2	障がいのある人の推移	6
	（1）身体障がいのある人の状況	6
	（2）知的障がいのある人の状況	8
	（3）精神障がいのある人の状況	9
3	障害福祉サービス等の状況	10
第3章	施策の推進	13
1	理解と交流の推進	14
	（1）住民、地域等への理解啓発	14
	（2）障がい者への情報提供と社会参加の推進	16
	（3）情報アクセシビリティの向上	19
2	早期療育、保育、教育の推進	20
	（1）早期療育、保育の充実	20
	（2）学校教育の充実（義務教育の充実）	22
3	保健、医療の推進	24
	（1）精神保健の推進	24
	（2）障がいの原因となる疾病等の予防、支援	25
4	相談支援の充実、権利擁護の推進	26
	（1）相談支援体制の充実	26
	（2）権利擁護の推進	27
	（3）障がいを理由とする差別の禁止	29

5	就労（雇用）支援	30
	（1）就労支援体制の充実	30
	（2）福祉的就労の充実	31
6	生活環境の整備	33
	（1）施設の整備	33
	（2）防災体制の充実	34
7	生涯学習、スポーツの推進	36
	（1）生涯学習の充実	36
	（2）障がい者へのスポーツの普及	36

資料編

資料1	用語説明	38
資料2	障がい別の主な特性と配慮の例	41
資料3	駒ヶ根市障がい者福祉推進市民会議	46

本計画では、「障害」と「障がい」の二つの言葉を使用しています。
 法令用語や固有の名称等に使用される場合は「障害」を使用していますが、広く障がいのあ
 る方を表す場合は「障がい」を使用しています。

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

当市では、駒ヶ根市障がい者基本計画を平成 26 年（2014 年）3 月に策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。

この間、国と県では、障がいに関係した法令制度の創設や改正が次のように行われてきました。

- ・平成 26 年 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」施行
- ・平成 27 年 「生活困窮者自立支援制度」施行
- ・平成 28 年 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）
「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」（改正障害者雇用促進法）
「成年後見制度^{※13}の利用の促進に関する法律」施行
【長野県】「手話言語条例」制定
【長野県】「信州パーキング・パーミット^{※11}（障がい者等用駐車場利用証）」開始
- ・平成 30 年 【長野県】ヘルプマーク^{※18}、ヘルプカード配布
- ・令和 2 年 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正」施行
- ・令和 4 年 「障害者による情報の取得及び利用者並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法）」施行
【長野県】「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」制定
- ・令和 6 年 「改正障害者差別解消法」の施行

今後の動きとして、令和 6 年（2024 年）パリオリンピック・パラリンピックの開催があり、令和 10 年（2028 年）国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が長野県で開催されます。

こうした中で、当市では、障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指し、障がいのある人も地域社会の一員として、安心して自立した地域生活を送ることができるよう、福祉、保健、医療、教育、労働、生活環境などの幅広い分野から横断的な視点をもって、障がい者施策の総合的な計画を策定し、推進します。

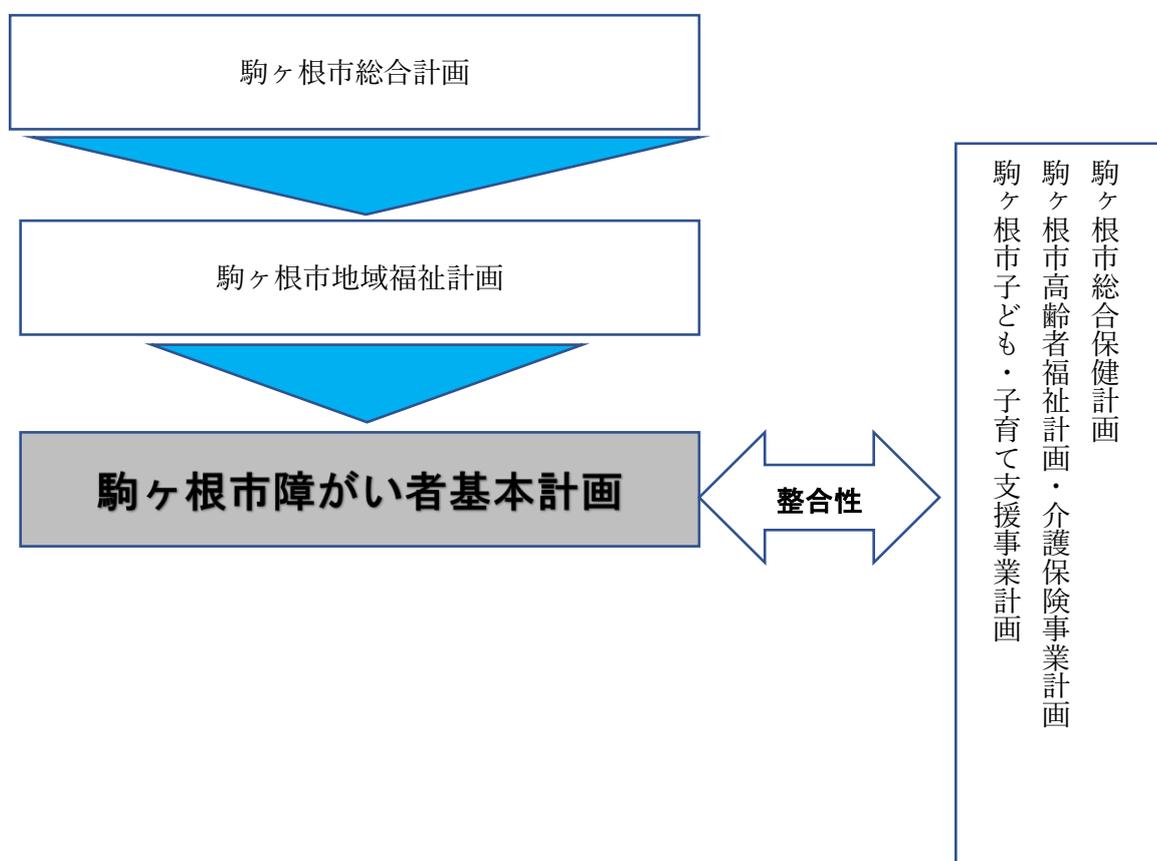
2 計画の目的

この計画は、障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し、支え合う共生社会を目指し、障がいのある人も地域の一員として、自己選択と自己決定のもとに、安心して自分らしい生活を送ることのできる地域社会の実現のために必要な施策を推進することを目的としています。

3 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第 11 条 3 項に規定する「市町村障害者計画」として策定するものであり、当市における障がい者施策を推進していくための基本的な方向を定める計画です。

市の総合計画である「駒ヶ根市第 5 次総合計画」や「駒ヶ根市地域福祉計画」の個別計画として位置づけるとともに、国の「障害者基本計画」、長野県などの他機関の関連計画と整合性を図りつつ策定するものです。



4 計画の期間

「駒ヶ根市障がい者基本計画」の期間は、令和 6 年度（2024 年度）から令和 10 年度（2028 年度）までの 5 ヶ年とします。

ただし、障がいのある人を取り巻く社会環境に多大な影響を与えるような社会情勢の変化や法令、制度の変更などが生じた場合は、適時見直しを行うこととします。

5 計画の対象者

障がいのある人とは、障害者基本法によって定義されている「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人」、また、同法付帯決議に基づき「てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する人並びに難病に起因する身体又は精神上の障害を有する人であって、継続的に生活上の支障がある人」をいいます。

よって、障害者手帳所持者に限らず、療育の必要な児童、生徒、発達障がいのある人、自立支援医療費の支給を受けている人、難病患者など日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人を含みます。

本計画では、障がいのある人のほかに介助者・支援者・ボランティア及び地域で暮らすすべての市民を対象とします。

6 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「駒ヶ根市障がい者福祉推進市民会議」において計画の策定を進めました。また、市民と協働して障がい者施策を進めていくために、パブリックコメントを実施し、意見、提言を広く求めました。

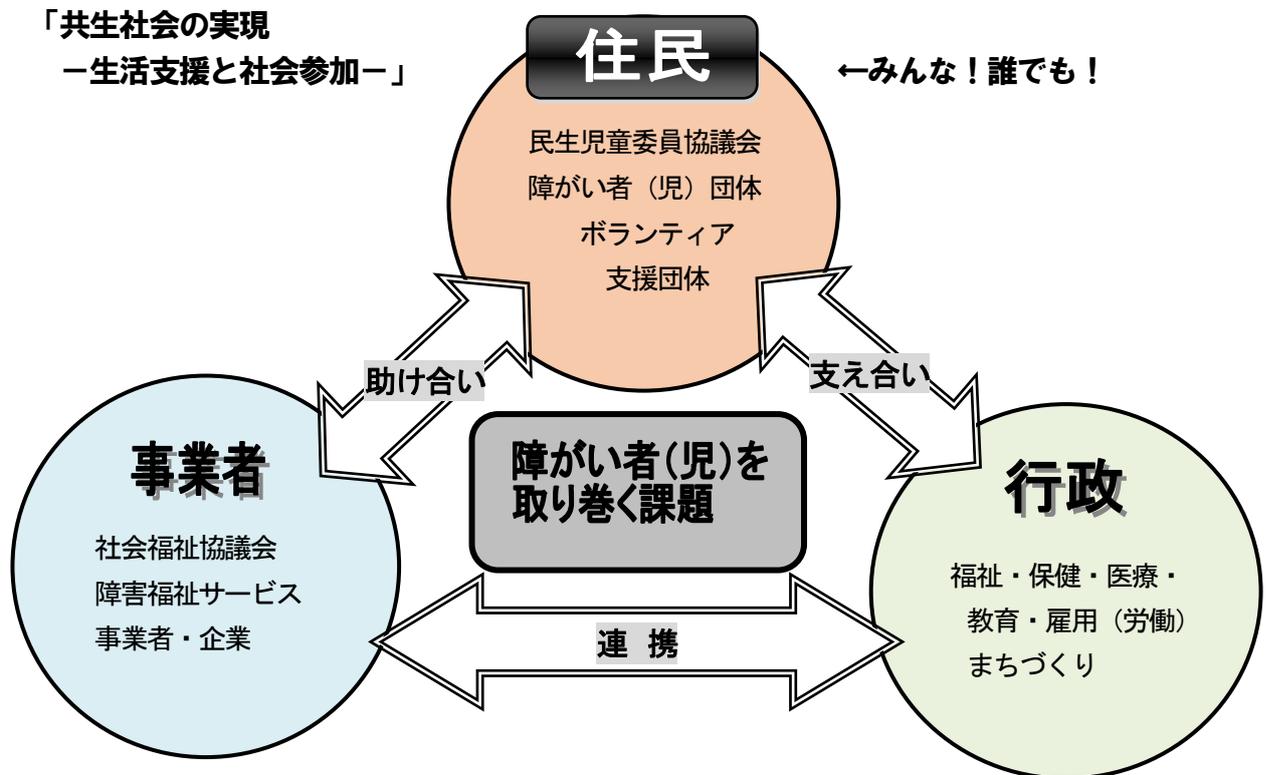
7 計画の推進体制

本計画に掲げた様々な施策や事業の推進にあたっては、福祉、保健、医療、教育、雇用、まちづくりなど幅広い分野にわたっているため、庁内の関係部署と連携を強化するとともに、警察署や消防署等とも連携を図り、総合的かつ効果的な実施に努めます。

- (1) 庁内 各課と緊密な連携を図り、各種施策を推進する。
- (2) 市内 障がい者、関係機関、団体や民間企業など関係者との連携、協力をする。
- (3) 上伊那 上伊那圏域地域自立支援協議会^{*5}との連携、協力を強化する。

進捗については、定期的な評価を行い、「障がい者福祉推進市民会議」へ報告をし、随時改善に取り組みます。

また、計画の推進には、住民、事業者、行政の連携が重要となります。



- (1) 住 民…子どもから高齢者まで、障がいの有無に関係なく全員が自分のこととして考えられる意識啓発に努める。
- (2) 事業者…関係機関との連携強化と、企業等の理解促進を図る。
- (3) 行 政…庁内外の関係部署が連携し、実効性のある体制(組織)づくりを進める。

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1 総人口の推移

総人口は、平成30年（2018年）から減少しており、令和4年（2022年）は平成30年（2018年）と比較して、733人減となっています。年少人口（14歳以下）は減少傾向にあり、今後の人口構造についても年少人口が引き続き減少し、老年人口（65歳以上）が増加する傾向が続くと予想されます。

【表1：年齢3区分別人口】

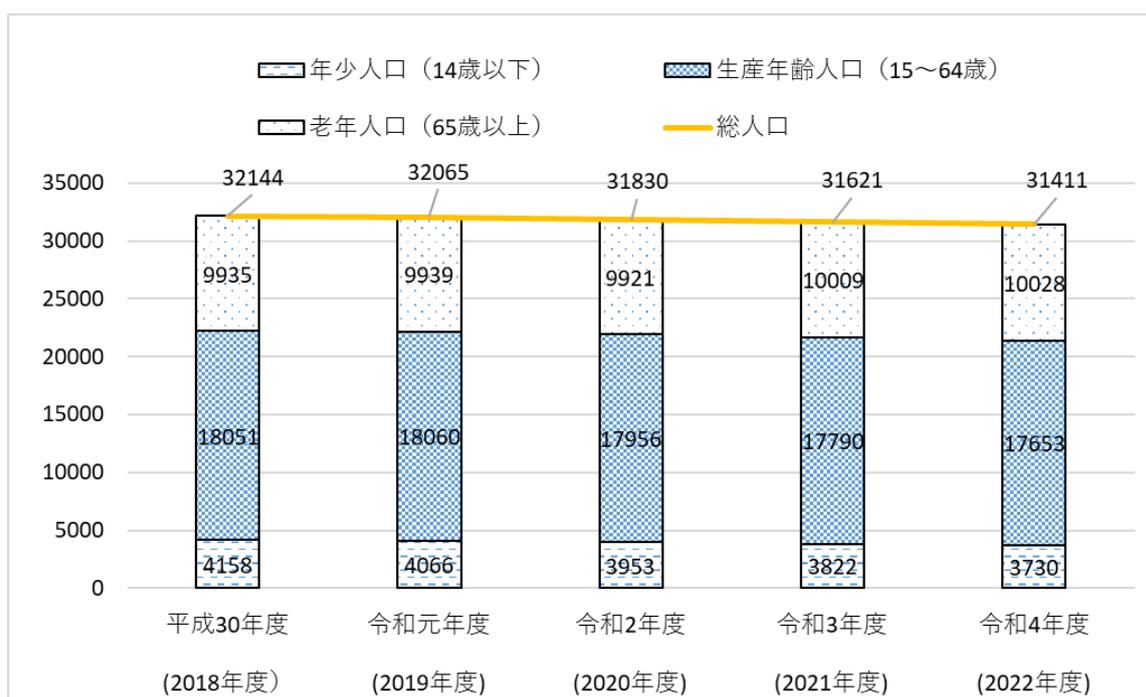
（単位：人）

年齢区分	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
年少人口 (14歳以下)	4,158	4,066	3,953	3,822	3,730
生産年齢人口 (15～64歳)	18,051	18,060	17,956	17,790	17,653
老年人口 (65歳以上)	9,935	9,939	9,921	10,009	10,028
総人口	32,144	32,065	31,830	31,621	31,411

国勢調査データより（各年10月1日現在）

【図1：年齢3区分別人口】

（単位：人）



2 障がいのある人の推移

(1) 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者数は、平成30年（2018年）から令和4年（2022年）にかけて減少傾向にあります。

また、所持者数の年齢区分で最も多いのは、各年度とも65歳以上で、全体の約8割を占めています。

【表2：身体障害者手帳所持者数の推移】

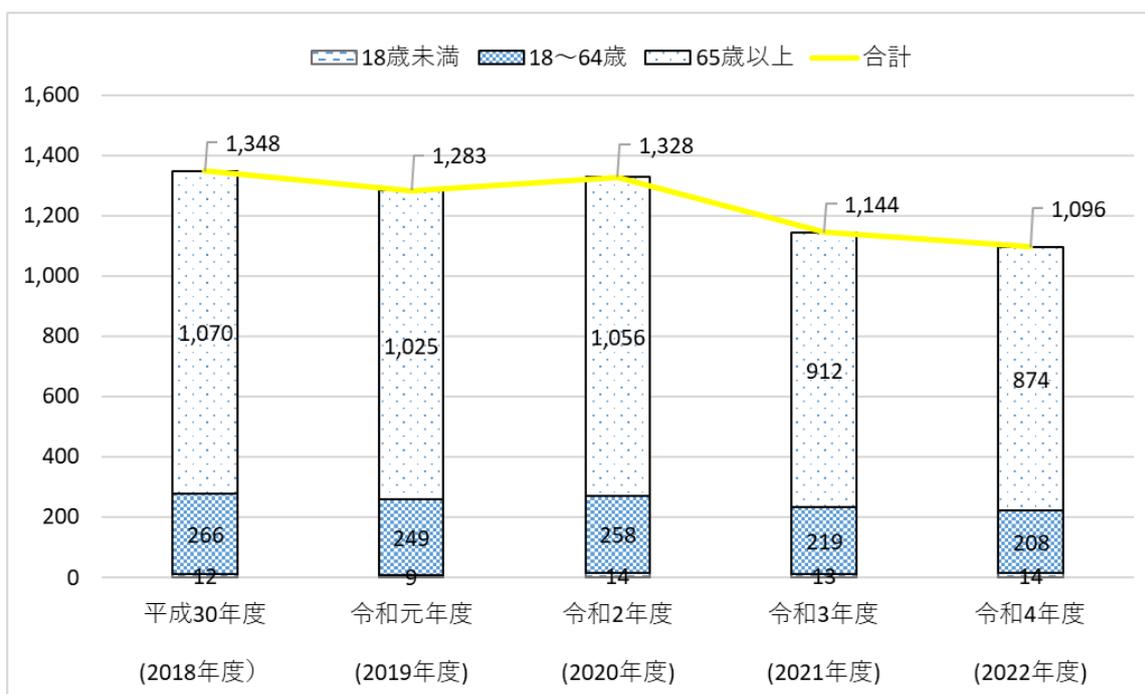
(単位：人)

年齢区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
18歳未満	12	9	14	13	14
18～64歳	266	249	258	219	208
65歳以上	1,070	1,025	1,056	912	874
合計	1,348	1,283	1,328	1,144	1,096

県身体障がい・知的障がい統計データより（各年度3月31日現在）

【図2：身体障害者手帳の所持者数の推移】

(単位：人)



障がい部位別の推移についてみると、各年度とも肢体が全体の5割と最も多くなっています。次いで、内部の障がい者が3割を占めており、その割合は徐々に増加傾向にあります。

【表3：身体障がい部位別】

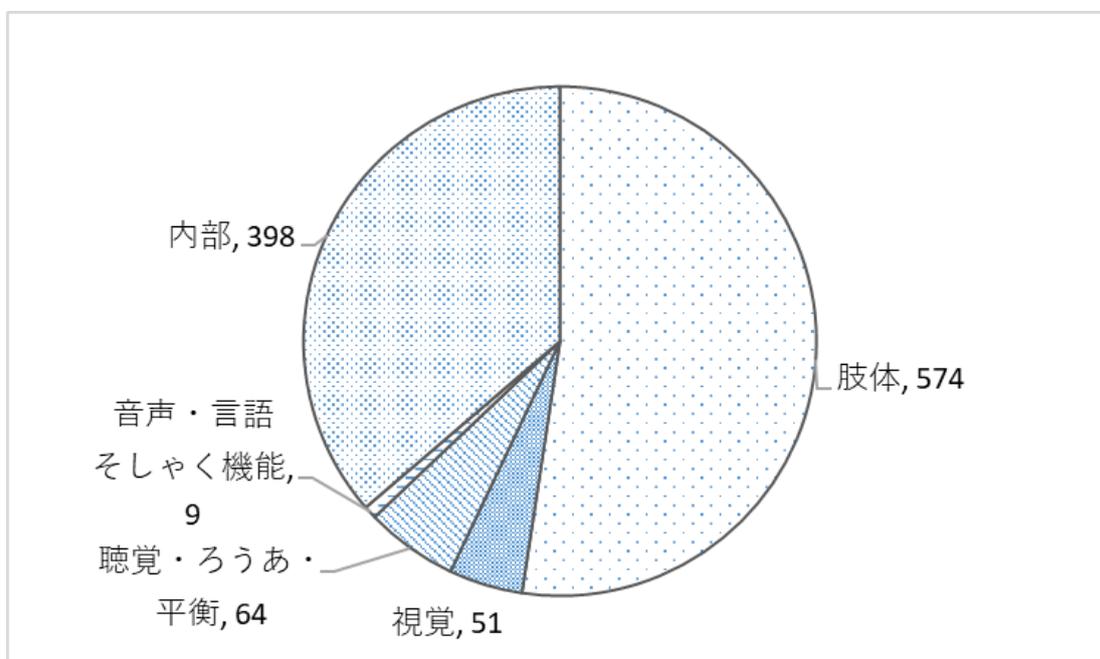
(単位:人)

部 位	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
肢 体	779	725	693	597	574
視 覚	69	67	67	56	51
聴覚・ろうあ・ 平衡	78	85	80	71	64
音声・言語 そしゃく機能	7	7	11	8	9
内 部	415	399	477	412	398
合 計	1,348	1,283	1,328	1,144	1,096

県身体障がい・知的障がい統計データより（各年度3月31日現在）

【図3：身体障がい部位別の割合 令和4年度（2022年度）】

(単位:人)



(2) 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者数は、平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）にかけて増加傾向にあります。

等級別の推移（表5）をみると、平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）にかけて軽度（B2）の所持者数の増加傾向がみられます。

【表4：療育手帳所持者数の推移】

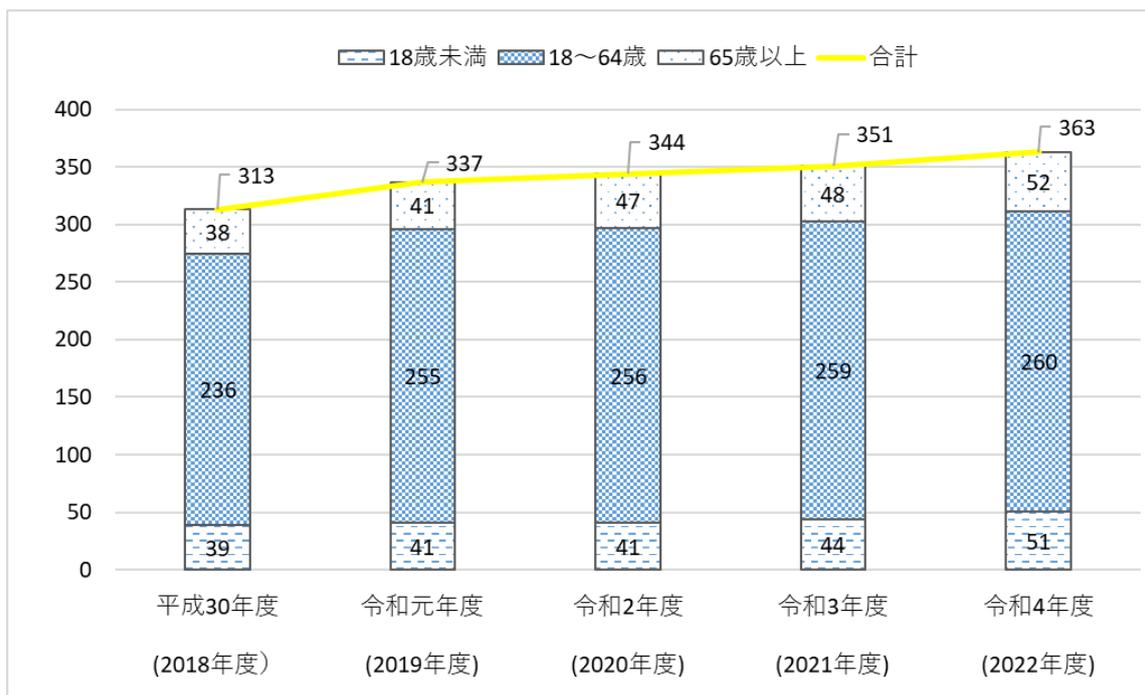
（単位：人）

年齢区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
18歳未満	39	41	41	44	51
18～64歳	236	255	256	259	260
65歳以上	38	41	47	48	52
合計	313	337	344	351	363

県身体障がい・知的障がい統計データより（各年度3月31日現在）

【図4：療育手帳の所持者数の推移】

（単位：人）



【表5：療育手帳所持者数等級別の推移】

（単位：人）

等級	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
A1【重度】	98	99	98	101	100
A2、B1【中度】	116	123	121	117	122
B2【軽度】	99	115	125	133	141
合計	313	337	344	351	363

県身体障がい・知的障がい統計データより（各年度3月31日現在）

(3) 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）にかけて増加傾向にあります。令和4年度（2022年度）は、平成30年度（2018年度）と比較して、146人増となっています。

内訳をみると、2等級の増加割合が最も高く、令和4年度（2022年度）は、平成30年度（2018年度）と比較して73人増、次いで1等級が57人増となっています。

【表6：精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

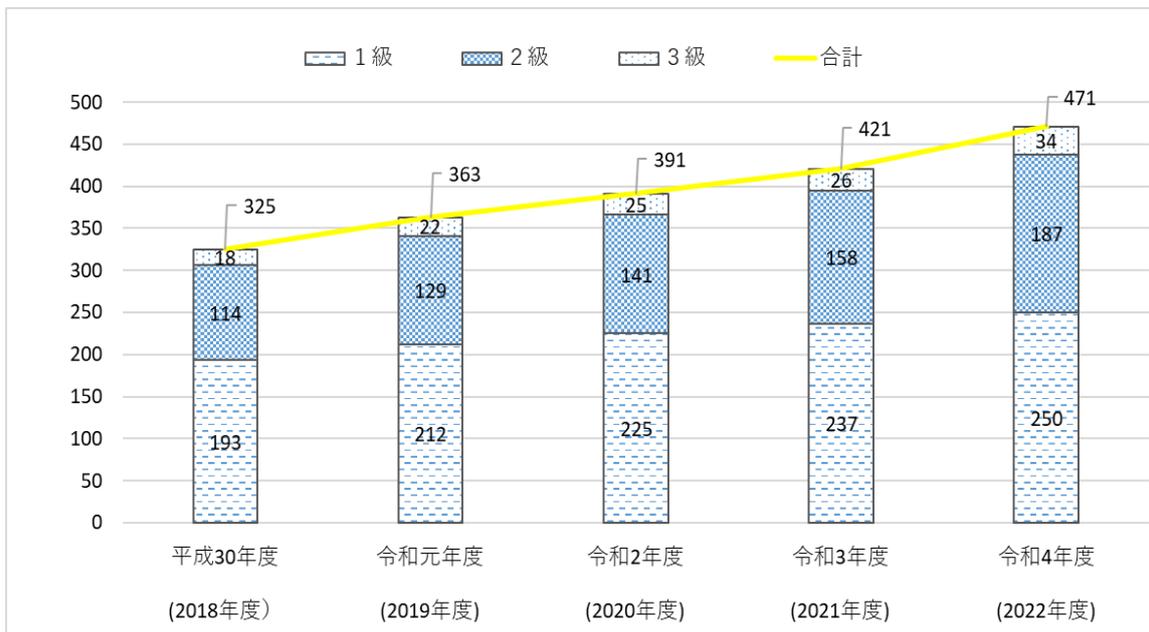
（単位：人）

等級	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
1級	193	212	225	237	250
2級	114	129	141	158	187
3級	18	22	25	26	34
合計	325	363	391	421	471

福祉課データより（各年度3月31日現在）

【図5：精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移】

（単位：人）



3 障害福祉サービス等の状況

(1) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス

サービス名	サービス内容	市内事業所数	
		令和元年 2019年	令和5年 2023年
訪問系サービス	居宅介護	2	5
	重度訪問介護	2	5
	同行援護	2	2
	行動援護	1	1
	重度障害者等 包括支援	0	0
日中活動系サービス	生活介護	6	8
	自立訓練 (機能訓練)	0	0
	自立訓練 (生活訓練)	1	0
	就労移行支援	0	1
	就労継続支援 (A型)	1	3
	就労継続支援 (B型)	4	6
	就労定着支援	0	0
療養介護	0	0	

サービス名	サービス内容	市内事業所数	
		令和元年 2019年	令和5年 2023年
日中活動系サービス	短期入所 (福祉型)	2	5
	短期入所 (医療型)	2	3
施設系サービス	自立生活援助	0	1
	共同生活援助 (グループホーム)	25	27
	施設入所支援	2	2
相談支援	計画相談支援	8	7
	地域移行支援	1	2
	地域定着支援	2	2

(2) 児童福祉法に基づく障がい児のサービス

サービス名	サービス内容	市内事業所数	
		令和元年 2019年	令和5年 2023年
通所系サービス	児童発達支援	2	3
	医療型児童発達支援	0	0
	放課後等デイサービス	4	6

サービス名	サービス内容	市内事業所数	
		令和元年 2019年	令和5年 2023年
通所系サービス	保育所等訪問支援	1	3
	居宅訪問型児童発達支援	0	0
入所系サービス	福祉型児童入所支援	0	0
	医療型児童入所支援	0	0
相談支援	障害児相談支援	4	4

(3) 地域生活支援事業

事業名	事業内容
1. 理解促進研修・啓発事業	障がいのある人への理解を深めるためのイベントや広報を行います。
2. 自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民の自発的な交流活動を支援します。
3. 相談支援事業	障がいのある人やその保護者などの様々な相談に応じ必要な情報の提供や助言を行います。また、虐待防止や権利擁護のために必要な援助を行います。
4. 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を支援するとともに、適正に後見業務を担うことのできる法人の活動などを支援します。
5. 成年後見制度法人後見支援事業	
6. 意思疎通支援事業	聴覚や視覚などの障がいのため意思疎通に支援が必要な人に、手話通訳者や要約筆記者などを派遣します。
7. 日常生活用具給付等事業	障がいのある人に、日常生活用具を給付することで、自立した生活を促します。
8. 手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な表現技術などを習得した人を養成し、聴覚障がいのある人を支援します。
9. 移動支援事業	屋外での移動が難しい人の自立や社会参加を助けるために、外出するときの移動の支援をします。
10. 地域活動支援センター	ものづくり出す創作的・生産的活動や、社会との交流を増やす活動などを行う場所として、障がいのある人の地域生活を支援します。

第3章 施策の推進

施策の体系



1 理解と交流の推進

(1) 住民、地域等への理解啓発

【現状と課題】

障がいのある人が、住み慣れた地域の中で安心して社会生活を送るためには、周囲の住民をはじめ、さまざまな分野の関係機関、団体など多くの人達が、障がいのある人に対して正しい知識や理解を得ていくことが重要です。

こうした課題を解消していくためには、市民に対して啓発、広報活動の推進を図りながら、若い年齢層からの福祉教育や交流、また、障がいのある人と実際にふれあう機会を拡充するなど、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、支え合う地域づくりが大切です。こうした広報活動、イベントや学習機会等を通じて心のバリアフリー化を進め、障がいの有無に関わらず、市民がお互いに尊重し会える社会を目指した取り組みを行うことが大切です。

全体として、情報機器の活用や広報、啓発活動についての工夫が課題となっています。

【施策の方向】

①住民や地域への働きかけ

「障がい者だから支援される側」ではなく、地域の担い手として活躍できる場面を考えていきます。また、隣近所での声かけなどすることで、日頃から顔見知りになり、災害等の緊急時にお互い助け合える地域づくりを目指します。

そのために必要となるコミュニケーション支援として、聴覚障がい者への手話通訳、外国籍の方への通訳支援等について、引き続き関係機関との調整対応を行います。

また、聴覚障がい者への手話通訳支援として、長野県で開発したタブレット端末や携帯電話を利用した遠隔手話通訳システム^{※3}についても活用します。

	事業	担当課
ア	地域で行事等行う場合、障がいのある人が参加しやすい環境づくりを進めてもらうため、地域で福祉に関わっている民生委員、支え合い推進会議委員等から意見をもらえるような仕組みづくりを進めます。	福祉課 地域保健課
イ	地域の行事等に参加できるよう、障がい者自身が、日頃から隣近所でのつきあいをしていくよう、声かけをしていきます。(障がい者団体での勉強会など)	福祉課
ウ	障がい者団体等の活動状況を把握し、市民への情報発信を行います。	福祉課

【達成目標等】

	項目	現状（令和5年）2023年	目標値（又は目標年）
ウ	障がい者団体等の活動内容の年間広報回数	年0回	年1回

②福祉教育等の充実

障がいのある人に対する理解が得られないため、一緒に活動する友人や仲間がいないことなどが理由で社会参加への意欲が失われるなど、地域活動に参加しやすい環境づくりが課題となっています。

障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるためには、ライフステージに応じた福祉教育を行い、障がいに対する正しい理解や認識を深める必要があります。その際、できるだけ障がいの当事者または支援者から直接話を聞く機会をつくります。そして、障がいの有無に関わらず、一緒に活動できる場を増やすように取り組みます。

障がい者の制度（マーク）について理解することで、本来利用すべき人がわかり、障がい者等の利便性や援助を得やすくなり、思いやりのある行動に繋がることが見込まれます。

例えば、駐車場にあるマーク（表示）の意味を知ること、本来利用すべき人がわかります。また、ヘルプマーク^{※18}の意味を知ること、ヘルプマークを身に着けた方を見かけた時、困っていたら声をかけるなどの行動に繋がります。

	事業	担当課
ア	保育園、幼稚園、学校の行事や総合的な学習の時間などを活用しながら、障がいや障がいのある人たちの社会的な課題や福祉の理念などの理解を深める福祉教育を推進します。	子ども課
イ	生涯学習活動をしている団体への理解を図るため、公民館利用者等へ障がいに対する理解の場を設けます。	社会教育課 福祉課

【達成目標等】

	項目	現状（令和5年）2023年	目標値（又は目標年）
ア	障がいを理解する場をつくる （各施設 年1回を目標）	保育園、幼稚園 小中学校 計11回	保育園、幼稚園 小中学校 計20回

③ボランティア活動の推進

障がいのある人の社会参加や日常生活を支えるため、ボランティア活動に参加する人を増やします。ボランティアの担い手不足や高齢化を解消するため、上記②を推進します。

	事業	担当課
ア	駒ヶ根市社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動の担い手の確保に努めます。 （担い手の発掘）	社会福祉協議会 福祉課 地域保健課
イ	駒ヶ根市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの活動を支援し、地域福祉活動の充実を図ります。また、ボランティア活動団体の把握をし、お互いの情報交換を行います。	社会福祉協議会 福祉課

【達成目標等】

	項目	現状（令和5年）2023年	目標値（又は目標年）
ア	ボランティア保険加入者数（社会福祉協議会）	720人	1,000人

④市職員全体の福祉に対する意識向上

特に障がい者と直接対応する窓口では、合理的配慮も含め、どのようにコミュニケーションをとればよいかを理解する機会を多くつくります。

	事業	担当課
ア	毎年、差別解消法の職員向け説明会を行う中で、他の障がい福祉に関する説明を行い、繰り返し理解を深めます。	総務課 福祉課
イ	市役所全体が、横のつながりをもち、情報共有しやすい組織にします。必要に応じ庁内全体のプロジェクトチームを組織し検討します。	総務課

【達成目標等】

	項目	現状（令和5年）2023年	目標値（又は目標年）
ア	庁内説明会	年0回	年2回

(2) 障がい者への情報提供と社会参加の推進**【現状と課題】**

障がいのある人の生活を豊かで快適なものとするためには、障がいのある人が必要な情報に円滑にアクセスし情報取得と情報伝達できることが不可欠です。そこで、様々な情報提供手段の充実をはかり、その活用により、社会参加の場を広げる取り組みを進めていく必要があります。

また、障がいのある人が、住み慣れた地域の中で安心して社会生活を送るためには、周りの理解だけでなく、障がい者自身（保護者）も制度の情報を得る中で、自ら選択ができる必要があります。その選択ができるための情報を広く伝えます。

【施策の方向】**①障がい者への情報提供**

サービス等の情報について、市報だけでなく、ケーブルテレビやホームページ、SNS^{※1}の活用など様々な手法を工夫して提供します。これにより、年金や手当、減免など経済的な負担を軽減できるため、広くお知らせする媒体について検討します。

要約筆記者や点訳者等の養成について、引き続き実施することで、支援者の増加及び人材育成に取り組みます。

また、障がい者の支援拠点である高砂園の施設を活用することで、情報発信できる方法等の研究を続けます。

	事業	担当課
ア	障害福祉サービス一覧表の充実 ・障害年金、特別障害者手当、特別児童扶養手当の案内をします。 ・自動車税や有料道路など各種減免制度の案内を掲載します。	福祉課
イ	音訳・点訳のできる人や手話通訳者・要約筆記者を増やし、情報提供をします。	福祉課

【達成目標等】

	項目	現状（令和5年）2023年	目標値（又は目標年）
ア	障害福祉サービス一覧の更新	—	年1回
イ	長野県登録手話通訳者数	4人	6人
	長野県登録要約筆記者数	2人	4人

②地域活動支援センターの充実

障がいのある人が気軽に相談に訪れることができる場として、また創作的活動等を行い生きがいづくりの場として充実を図ります。

そのため、現在たんぼぼの家と高砂園の2ヶ所でおこなっている地域活動支援センターの機能について、新たに伊南桜木園においても実施できるように検討します。

特に、障がい者センター高砂園での講座や相談業務の充実をはかることで、居場所づくりの取組を進め、相談業務についても専門職を配置することで、今まで以上に他機関との連携強化を目指します。

	事業	担当課
ア	地域活動支援センターの活用により、創作的活動等の機会を提供します。	社会福祉協議会 福祉課
イ	県障がい者芸術作品展への出品への声かけを行うことで、生きがいづくりにつなげます。	福祉課

【達成目標等】

	項目	現状（令和5年）2023年	目標値（令和10年）2028年
ア	地域活動支援センター登録者数	250人	300人
イ	県障がい者芸術作品展出品数	10件	30件

③外出に対する支援の充実

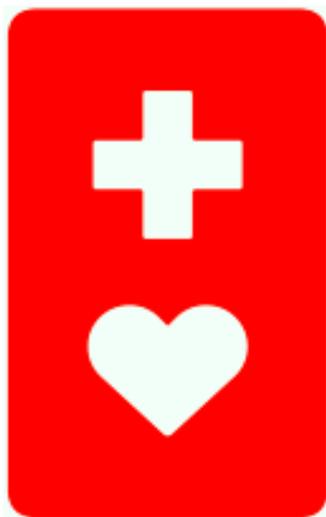
外出が困難な障がいのある人の外出支援を充実します。特に医療ケア等が必要な重症心身障がい者や、強度行動障がい者の移動に対する支援については、受け入れ事業所が限られるため、手法について課題となっています。

長野県として取り組んでいる施策（信州パーキング・パーミット^{※11} 制度やヘルプマーク、ヘルプカード）についても啓発、普及を行います。

	事業	担当課
ア	福祉タクシー券を発行することで、タクシー料金の助成を実施します。	福祉課
イ	福祉輸送サービス事業 ^{※17} を推進します。（高齢者含む）	福祉課
ウ	信州パーキング・パーミット（障がい者等用駐車場利用証）制度の啓発と窓口交付場所の追加を検討します。	福祉課
エ	ヘルプマークの配布と啓発を行います。	福祉課

【達成目標等】

	項目	現状（令和5年）2023年	目標値（又は目標年）
ウ	信州パーキング・パーミット制度 登録者数	144人	200人
	信州パーキング・パーミット区画登録事業者数	6箇所	10箇所
エ	ヘルプマーク 配布枚数	37枚	100枚



「ヘルプマーク」



（車いす使用者用：青色）



（車いす使用者以外用：緑色）

「信州パーキング・パーミット」

(3) 情報アクセシビリティ^{※10}の向上

【現状と課題】

障がいのある人の中でもコミュニケーションの方法は人によって異なり、聴覚障がいの人は文字や手話で、視覚障がいの人は、文書や絵を音声で解説することが必要です。

すべての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や意思疎通が極めて重要です。

しかし、障がい者による円滑な情報取得・利用・発信のための情報アクセシビリティをはじめ、コミュニケーションを支援するためのサービス等が浸透していません。

【施策の方向】

① アクセシビリティ向上に資する新技術等の活用推進

近年、画像認識、音声認識、文字認識等のAI技術が進展し、新しい技術を用いた機器やサービスは、アクセシビリティとの親和性が高い特徴があります。

そこで、新技術を用いた意思疎通支援アプリやサービスについて積極的に広報するよう努めます。

	事業	担当課
ア	電話リレーサービス ^{※14} について利用促進につながるよう広報を行います。	福祉課
イ	厚生労働省等で発信している、意思疎通支援に資するアプリ等について広報するとともに、利用可能なアプリ等については、市役所内の業務において積極時に取り入れるよう推進します。	福祉課

【達成目標等】

	項目	現状（令和5年）2023年	目標値（又は年目標）
ア	電話リレーサービス等の広報	0回	年1回

2 早期療育、保育、教育の推進

(1) 早期療育、保育の充実

【現状と課題】

障がいのある子どもが適切な療育を受けることは、子どもの心身の健やかな成長を促し、日常生活や社会生活の自立につながります。

そのために、必要な療育をできるだけ早期から行えることが望まれます。子どもに関わる専門職や医療機関、保健、福祉、教育等の関係機関が連携して、適切な療育が適切な時期に受けられるよう支援していくことが必要です。

しかし、保護者が子どもの障がいを受入れることは難しい場合もあります。子どもを育てる家族に対しても、障がいの特性や発達の各段階に応じた支援が求められています。また、発達障がいの疑いなどがある子どもが増えている傾向にあります。保育園や幼稚園でも適切な保育等が行えるよう、支援体制の充実がさらに求められています。

【施策の方向】

①早期発見、支援体制の充実

妊産婦や乳幼児に対する健康診査や保健指導などの充実を図り、子どもが健やかに生まれ育つ支援を行います。

また、早期から発達、教育、就学相談を段階的に丁寧に行います。その中で、疾病や障がいの早期発見、早期療育について切れ目のない支援に努めます。

	施策・事業	内容	担当課
ア	乳幼児健診後の支援	健診後の経過を確認する必要がある乳幼児と保護者に、発達段階に応じ発育発達の確認や助言を行います。	子ども課
イ	遊びの教室の実施	経過観察、指導を要する親子に対して、親子での遊びを中心とした教室を開催し、小集団を通して子どもへの関わり方や発達を理解できるよう、必要な指導や助言を行います。	子ども課
ウ	個別相談の実施	発達段階に応じ、臨床心理士などが個別に発育発達に関する相談を受け、必要な助言を行います。	子ども課
エ	巡回相談の実施	臨床心理士や言語聴覚士などが保育園、幼稚園に訪問し、支援方法や環境整理などについて専門的な見立てをもとに助言等を行い、早期からの発達支援の充実を図ります。	子ども課

	施策・事業	内 容	担当課
オ	児童発達支援事業 所つくし園の運営	支援を必要とする児や保護者に対応した、最適な保育等が行えるよう支援を行います（児童発達支援事業）。また、保育士等職員の資質向上のための研修、関係機関との連携の充実を図ります。	子ども課
カ	児童発達支援センターの検討	専門的機能の強化、地域における中核的支援施設、地域の事業所等との連携や障がい児の医療的ケアを含めた多様なニーズに対応する機関としての役割を担う体制の検討を行います。	子ども課 福祉課
キ	情報共有ツール 「結ing ^{ゆい} *19」の活用	結ingを通して、成長と発達について、特性や支援の方法を共通理解し、関わる機関が変わっても適切に情報が引き継がれるよう手助けします。	子ども課

【達成目標等】

	項目	現状（令和5年）2023年	目標値（又は年目標）
カ	児童発達支援センターの設置	0か所	1か所

② 障がい児保育の充実

発達の遅れや障がいのある子どもの成長においては、その障がいの特性に配慮した適切な医療や保育が必要です。相談の情報が適切に関係機関へ引き継がれ、専門的な支援が受けられるよう保育体制の充実に努めます。

	施策・事業	内 容	担当課
ア	保育園、幼稚園における障がい児の受け入れ体制の確保	発達の遅れや障がいのある園児に対し、支援を行う保育士の加配を行い、集団生活が円滑に進められるよう支援します。	子ども課
イ	職員の専門性の向上	障がいのある子どもが、充実した保育、教育を受けられるよう、職員の専門性の向上について取組めます。	子ども課
ウ	保育園、幼稚園とつくし園との連携	障がいのある子どもが保育園、幼稚園と児童発達支援事業所つくし園との併用及び連携が十分できるよう、支援体制の充実を図ります（保育所等訪問支援等）	子ども課
エ	医療的ケアを必要とする障がい児への支援	医療的ケアを要する障がい児等が適切な支援につながるよう、長野県医療的ケア児等支援センター等の助言を得ながら、保健、医療、福祉、教育等関係機関の連携を図ります。	子ども課 福祉課

【達成目標等】

	項目	現状（令和5年）2023年	目標値（又は年目標）
イ	障がい児担当保育士研修参加	7人/年	7人/年

（2）学校教育の充実（義務教育の充実）

【現状と課題】

障がいのある子どもに対する教育では、自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、児童、生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことが必要です。

国では、すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し共に学び育つインクルーシブ教育^{※2}を進めています。当市で導入している副学籍^{※15}制度により、「地域の子どもを地域で育てる」という環境が醸成されています。障がいのある子どもの生きる力の育成や地域の意識啓発にも寄与しています。

今後も共生社会に向けたインクルーシブ教育を促進させるためにも、教育の場の環境整備など支援体制のさらなる充実が求められています。

【施策の方向】

① 教育相談、就学支援の充実

障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、早期から教育相談等を行い、本人や保護者と十分な情報共有を行った上で支援の方法などについて共通理解し、将来の育ちの目標を明らかにした上で必要な支援を行っていくことが重要です。

	事業	担当課
ア	専門性の高い相談員を配置し、発達相談、教育相談、就学相談、就学後相談を段階的に丁寧に行い、就学後も最適な学びの場に考慮するとともに、特別支援教育の推進を図ります。	子ども課
イ	障がいの状態やそれに基づく教育的ニーズ、本人や保護者の意見、専門家の意見、学校や地域の状況などを勘案して総合的な判断をし、本人や保護者の意見を最大限尊重して必要な支援について合意形成を行うことを原則として就学先を決定していきます。	子ども課

② 支援体制の充実

特別支援教育の推進のため、障がいのある子ども一人ひとりの障がいの特性や発達段階に応じて、関係機関と連携を図り、適切な支援を行います。

	事業	担当課
ア	小学校、中学校教職員に対し、専門的知識や資質を高める研修会の開催など、学校における発達障がいのある子どもへの支援の充実を図ります。	子ども課
イ	障がいのある子ども一人ひとりが充実した教育を受けることができるよう、学校に特別支援教育支援員等を採用し配置していきます。	子ども課
ウ	教職員全員が障がい児への理解を深めるために、情報交換を行います。	子ども課
エ	関係機関と連携し児童の発達段階に応じた放課後等デイサービスや保育所等訪問などの福祉サービスへの繋ぎや支給決定を行います。	子ども課 福祉課

③学校環境の整備

障がいのある子どもが安全に学校生活を送れるよう、教育施設、設備の整備を行います。

	事業	担当課
ア	障がいのある子どもが十分に教育を受けられるために、一人ひとりに配慮するとともに、基礎的環境整備を行っていきます。	子ども課
イ	学校施設のバリアフリー化や安全対策などの充実を図ります。	子ども課

3 保健、医療の推進

(1) 精神保健の推進

【現状と課題】

当市では年々、精神保健福祉手帳や自立支援医療（精神通院）の受給者が増えています。精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、本人及び家族のニーズに対応した支援体制や社会資源を整備することが必要です。

また、社会が複雑、多様化する中で心理的ストレスなどがきっかけとなり、こころのバランスを崩す人が増えています。特にうつ病は、本人、周囲の気づきにくさから治療開始の遅れが課題です。

【施策の方向】

①精神障がい者を支えるための連携の強化

精神障がい者が不安なく地域生活を送ることができるよう関係機関との連携に努めます。

	事業	担当課
ア	上伊那圏域地域自立支援協議会において精神障がい者が地域で生活するための関係機関との情報共有や地域資源の検討を行い支援体制の構築を図ります。	福祉課
イ	地域移行支援、地域定着支援等の福祉サービスに関する情報提供や適切なサービス利用に努めます。	福祉課
ウ	関係機関の訪問等を通して、障がいのある人が安心して生活を送ることができるよう継続的な支援を実施します。	福祉課 地域保健課

②こころの健康づくりの推進

ゲートキーパー^{※7}の養成やこころの健康づくりに関する知識の普及、啓発を図ります。

	事業	担当課
ア	悩んでいる人の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなぐゲートキーパーの養成を行い、地域における見守り体制の強化を図ります。	地域保健課
イ	市民が主体的にこころの健康づくりに取り組み、こころの健康に対する正しい理解とストレスへの気づき・対処ができるよう、知識の普及と相談窓口の周知を行います。	地域保健課
ウ	こころの健康保持のため、相談窓口リーフレットを作成、配布し、早期に適切な支援につながるよう周知します。	地域保健課
エ	専門医によるこころの健康相談や心理士相談を実施することで、早期の対応を行い、必要な支援につなぎます。	地域保健課

【達成目標等】

	項目	現状（令和5年）2023年	目標値（又は目標年）
ア	ゲートキーパー養成数	1,065人 (平成23年～令和5年累計) (2011年～2023年累計)	1,600人 (平成23年～令和10年累計) (2011年～2028年累計)

(2) 障がいの原因となる疾病等の予防、支援

【現状と課題】

すべてのライフステージにおいて心身ともに健やかな生活を送るためには障がいの原因となる病気の発症や重症化を防ぐことが重要です。そのためには一人ひとりが健康に対する正しい知識や理解を持ち実践できるよう、健康づくりに関する普及啓発をはじめ、各種健診の受診勧奨、保健指導の充実、医療機関との連携強化等が重要です。

【施策の方向】

障がいにつながる生活習慣病の予防について、各種健診や健康講座等を通じて疾病の早期発見や、生活改善を図る知識の普及啓発を推進します。

① 健康づくりの推進

市民一人ひとりが自らの健康についての意識を高め、主体的に健康づくりに取り組むよう、各種保健事業等を実施します。

	事業	担当課
ア	生活習慣病の発症予防のため、危険因子と予防に関する知識の普及啓発を行います。	地域保健課
イ	健診受診率向上のため、健診受診の必要性の啓発・受診勧奨を行うとともに、受診のしやすさやきっかけの提供を行います。	地域保健課
ウ	障がいのある人が適切な医療サービスを利用できるよう、情報提供や医療費の負担軽減に努めます。	福祉課 市民課

【達成目標等】

	項目	現状（令和5年）2023年	目標値（又は目標年）
イ	国保特定健康診査受診率の向上	43.8% （令和4年実績）2022年	51% （令和10年）2028年

② 早期発見、早期治療の推進

疾病の早期発見、早期治療を図るとともに重症化予防に努めます。

	事業	担当課
ア	早期発見、早期治療、重症化予防のため、健康診査及び保健指導を実施し、個々に応じた生活習慣改善の助言を行います。	地域保健課
イ	受診の必要がある医療機関未受診者や治療中断者に、かかりつけ医と連携し受診勧奨を行います。	地域保健課

【達成目標等】

	項目	現状（令和5年）2023年	目標値（又は目標年）
ア	国保特定保健指導指導率の維持、向上	56.1% （令和4年実績）2022年	72% （令和10年）2028年

4 相談支援の充実、権利擁護の推進

(1) 相談支援体制の充実

【現状と課題】

障がいのある人が住み慣れた地域で生活を営むためには、生活や活動を支える障害福祉サービスや、地域生活支援事業による支援、人権や財産を守るための権利擁護の制度など求められる支援は多岐にわたります。

障がいのある人を取り巻く環境は児童福祉施策や高齢者福祉、介護保険施策の分野にまたがることから、関係機関、団体との連携ならびに相談体制の充実を図り、適切なサービスの利用へとつなげていくことが求められています。

【施策の方向】

①相談窓口の強化

障がいのある人が地域の中で自立した生活を送るためには、障がいのある人一人ひとりの生活実態に応じた支援体制を充実させることが必要になります。そのために、障がいや依存症のある人や、その家族、介護者などが身近な地域で気軽に悩みや生活課題を相談し、障がい者施策やサービスの情報を得て、適切な支援を受けられるように、高砂園へ相談支援業務の有資格者を配置しました。また、高齢分野や児童分野についても相談に応じ関係機関と連携を図ります。

本人だけでなく家族等の介護者に対する精神的ケアの相談支援体制の充実を図ります。

	事業	担当課
ア	高砂園での相談支援業務の強化を図ります。	福祉課
イ	障がい者及び介護者に対する市保健師の相談支援の強化を図ります。	地域保健課 子ども課
ウ	介護保険のケアマネジャー等関係機関と連携し、お互いの制度の理解を深めながら複雑化しているケースへの対応を行います。	福祉課 地域保健課

【達成目標等】

	項目	現状（令和4年）2022年	目標値（又は目標年）
ア	高砂園での相談支援対応件数	1,363件	1,500件

②障害福祉サービスにおける相談支援事業所（相談支援専門員）の強化

障害福祉サービスの給付を受けるためには、相談支援専門員によるアセスメントから、サービスの調整等を行い、サービス等利用計画の作成が必要となります。作成にあたっては、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの必要な提供量の確保に取り組むとともに、相談やコーディネート機能の充実をはかり、様々な資源を活用しながら障がいのある人の多様なニーズに対応した生活の支援を行います。また、本人の自己決定を尊重する観点から、必要な意思決定支援を行います。現在、本市における障害福祉サービス利用者は、相談支援専門員による計画作成率が100%となっています。今後は相談支援専門員の人員確保とスキルアップを行い、駒ヶ根市全体のサービス向上を目指します。

	事業	担当課
ア	サービス等利用計画を作成できる指定相談支援事業所の増加に向けて、福祉サービス事業所へ併設を呼びかける等の働きかけを行います。	福祉課
イ	障がいのある人の意思決定を尊重し、個々に合った効果的なケアマネジメントができるよう、上伊那圏域地域自立支援協議会（人材育成検討委員会、相談支援専門員連絡会：事務局 基幹相談支援センター）でのフォローアップ講座やレベルアップを図るための事例検討に積極的に参加してもらうよう呼びかけます。	福祉課
ウ	相談支援専門員連絡会を開催し、連携を図ります。	福祉課

【達成目標等】

	項目	現状（令和5年）2023年	目標値（又は目標年）
ア	指定相談支援事業所数	10事業所	12事業所
	相談支援専門員の数	27人	30人

※指定特定・一般事業所の延べ件数

③上伊那圏域障がい者総合支援センター（きらりあ）への相談窓口の拡充

市町村や関係機関だけでは調整が難しいケースについて、きらりあと連携をして対応していますが、事務所が当市と離れているため相談方法について検討を行います。

※上伊那圏域障がい者総合支援センターは、上伊那8市町村で長野県社会福祉事業団へ事業委託し、南箕輪村に事務所があります。

	事業	担当課
ア	きらりあは、上伊那圏域地域自立支援協議会の事務局でもあるため、課題の検討等行いながら、上伊那全体の基盤強化に取り組みます。	福祉課
イ	市内で相談受付を行い、必要に応じて関係機関へつなぎます。 （例：高砂園）	福祉課
ウ	地域生活支援拠点等整備事業による、社会資源の活用に取り組む中で、緊急時の受け入れ先の開拓等を行う。あわせて緊急時対応が必要と思われる方の台帳づくりを行います。	福祉課

（2）権利擁護の推進

【現状と課題】

障がいがあるために、不利益な契約や悪徳商法の被害に遭うケースなど、意思疎通が困難なために、被害や虐待を受けても訴えることができないケースもあります。

このような被害を受けたり、不利益を被ったりしないためにも権利擁護制度の体制整備を図るとともに、全市民に対し周知することが必要です。

【施策の方向】

①虐待防止と早期対応

障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待防止センター^{※9}の体制を整備するとともに、市民や関係者が虐待防止の意識を高め、発見や通報をしやすくする体制づくりに取り組みます。高齢者や児童の虐待防止担当者との連携を図り、虐待が起きない地域づくりを目指します。

	事業	担当課
ア	市民や関係機関に虐待防止の啓蒙を行い、障がい者が、虐待の被害者にも加害者にもならないよう、小さな兆候を見逃さず未然に防止します。	福祉課
イ	虐待に関する通報や相談があった場合は、早期に対応するとともに、専門的な支援体制の整備を図ります。	福祉課

【達成目標等】

	項目	現状（令和5年） ^{2023年}	目標値（又は目標年）
ア	虐待通報件数	0件	0件

②成年後見制度^{※13}の普及、啓発

財産管理や在宅サービスなどの利用で自分に不利な契約を結ぶことがないよう、成年後見制度の利用及び周知を図る必要があります。

上伊那成年後見センター^{※6}（上伊那8市町村で伊那市社会福祉協議会へ委託）と連携をしながら、相談業務を行います。

平成28年（2016年）施行の成年後見制度の利用の推進に関する法律に基づき、庁内の連携体制（中核機関）及び市内の地域連携ネットワークの構築に取り組みます。

	事業	担当課
ア	成年後見制度の利用等に関する研修会等を開催します。	福祉課 地域保健課
イ	中核機関として、関係課及び上伊那後見センターと連携して相談業務や制度啓発を実施します。	福祉課 地域保健課
ウ	地域連携ネットワークの構築に向けて関係機関と連携し、スムーズな相談体制や受任機関の開拓に取り組みます。	福祉課 地域保健課

【達成目標等】

	項目	現状（令和5年） ^{2023年}	目標値（又は目標年）
ア	上伊那成年後見センターへの相談延べ件数	743件	800件
イ	成年後見制度の相談件数	18件	20件

(3) 障がいを理由とする差別の禁止

【現状と課題】

平成 28 年（2016 年）施行の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）では、「障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障がいによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的としています。」とあります。また、令和 2 年（2020 年）に障害者差別解消法が改正され、民間事業者の合理的配慮提供が法的義務化され令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から施行されます。

しかし、差別行為に関しては、差別を受けた側も差別した側も気がつかずに差別行為を行っている場合があります。社会のあらゆる場面において障がいを理由とする差別の解消を図るため、お互いに、意思の確認しながら対応できるように配慮できる地域づくりが求められています。

【施策の方向】

①差別解消への取り組み

かみいな圏域差別解消協議会^{※4}（上伊那 8 市町村と圏域事業所で構成）とも連携を図りながら、障害者差別解消法についての理解と周知を図ります。合理的な配慮の提供を徹底することや、対話による相互の理解などを行うことにより、障がいや障がいのある人についての理解が深まるとともに、お互いにその人らしさを認め合いながら誰もが住みやすいまちづくりにつながります。

	事業	担当課
ア	市民や関係機関（団体・事業所等）に差別解消の啓発を行い、理解を深めることにより、差別のないまちづくりを進めます。	福祉課
イ	庁内の職員対応要領の見直しを行います。（平成 28 年（2016 年）作成）	福祉課

【達成目標等】

	項目	現状（令和 5 年） _{2023 年}	目標値（又は目標年）
ア	差別に関する相談件数	0 件	0 件
	説明会等回数	0 回	2 回

5 就労（雇用）支援

(1) 就労支援体制の充実

【現状と課題】

障がいのある人が、その適性と能力に応じて可能な限り就労することは、障がいのある人の経済的安定や自己実現のために極めて重要なことです。

改正障害者雇用促進法では、その雇用する労働者数に占める障がいのある人の割合が一定率（法定雇用率）以上になるように義務づけられており、令和3年（2021年）3月以降、従業員数43.5人以上規模の民間事業所は2.3%以上の雇用を、地方公共団体では2.6%以上の法定雇用率を守る義務が課せられています。令和6年（2024年）4月からは従業員数40人以上で2.5%、令和7年（2025年）4月からは従業員数37.5人以上で2.7%と段階的に引き上げられる方針が発表されています。地方公共団体では3.0%以上となっており、段階的な引き上げは民間事業所と同様の取り扱いとなっています。

障害者就業・生活支援センター（きらりあ内）の就業支援ワーカーや、平成27年（2015年）から始まった生活困窮者自立支援制度による駒ヶ根市生活就労支援センター（通称：まいさぼ）の相談員が、ハローワーク等関係機関と連携を図り、就労希望者への対応を行っていますが、障がいによる心身の状況から、すぐには就労につながらないケースもあります。引き続きの支援が必要です。

また、一般就労が難しい人への福祉的就労^{※16}（障害福祉サービスの就労継続支援事業所）の充実や、就労事業所から一般就労への移行促進など、福祉施策と雇用施策との連携を図りながら、総合的な取組を進める必要があります。

【施策の方向】

①雇用の促進支援（障がい者雇用の促進）

障がいのある人が自立した生活を送るうえで、雇用、就業は社会活動への参加に向けた大きな課題の一つです。就労、就業を通して社会活動に参加することで自己実現を図り、地域の一員として共に生活できる社会の実現を目指しています。平成30年度（2018年度）に自立支援協議会就業支援部会が設置され、働く場所の創出や理解の促進、福祉就労から一般就労への移行人数の増加を目標に協議を行っています。

市内100以上の企業が参加している、「福祉を考える企業の会」と連携し、情報交換をする中で、市内での障がい者雇用の状況を把握します。

	事業	担当課
ア	公共職業相談所やきらりあと連携し、企業や事業所に対し、障がいのある人の雇用に関して理解と協力を求めます。	福祉課
イ	駒ヶ根市雇用対策協議会と連携し、情報共有を図ります。	商工観光課 福祉課
ウ	福祉を考える企業の会との情報共有を図ります。	社会福祉協議会 福祉課

【達成目標等】

	項目	現状（令和5年）2023年	目標値（又は目標年）
ア	民間事業所の障害者雇用率 （上伊那）	2.44% （令和5年6月時点）	2.7%

②就労の支援体制の充実

職場においては、障がいの特性に理解が得られなかったり、コミュニケーションの不足により適した仕事が見つからなかったりするなど、さまざまな障壁があります。障がいのある人が一般就労するためには、事業主やともに働く人たちの障がいへの理解が不可欠であり、雇用から職場定着支援まで一貫した支援体制の充実を図ります。

	事業	担当課
ア	きらりあの就業支援ワーカーとともに、公共職業安定所へつなぎ、就労後の支援も行うことで、企業側への支援につなげます。	福祉課

（2）福祉的就労の充実

【現状と課題】

障がいのある人の地域生活にあたっては、企業等への一般就労はもとより、福祉的就労の場を確保することが重要になります。福祉的就労施設は、企業での就労が困難な障がいのある人の就労支援の場としての機能とともに、日常的な相談支援や仲間づくりの支援など様々な機能を果たしており、生きがいをもって通う場として、地域生活における貴重な場所となっています。

また、障がいのある人が地域で経済的に自立するためにも、福祉的就労施設の工賃向上に向け、企業等への作業発注の拡大や、自主製品拡大に向け農福連携等、農林業担当部署と連携をしながら取り組む必要があります。

【施策の方向】

①福祉的就労の場の充実

それぞれの障がい特性に配慮した就労場所の確保など福祉的就労の場の充実を図るとともに、福祉的就労から一般就労へ移行するための支援の充実に取り組みます。

	事業	担当課
ア	福祉的就労の場の確保について、社会福祉法人や民間事業所等への働きかけを行います。 （就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、就労移行支援事業所）	福祉課
イ	きらりあと連携をし、福祉的就労から一般就労への移行について取り組みます。	福祉課

【達成目標等】

	項目	現状（令和5年）2023年	目標値（又は目標年）
ア	就労支援事業所の数	9 事業所	10 事業所
イ	一般就労への年間移行者数	1 人	5 人

②工賃向上への支援

福祉的就労施設は、障がいのある人にとって日中活動支援や就労スキル等を高めるために大きな役割を果たしていますが、決して工賃は高くありません。

市では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（障害者優先調達推進法）」により、福祉的就労施設から商品等を購入することで、事業所の工賃向上に取り組みます

	事業	担当課
ア	障害者優先調達推進法に基づき、福祉的就労施設の提供する物品、サービスの優先購入（調達）を推進します。	全課
イ	福祉的就労施設では、売上に影響のある自主製品の取組が必要なため、上伊那の事業所間での情報交換や自主事業の見直しを図るよう働きかけます。	福祉課
ウ	各種イベントや公的機関のスペースを活用して、福祉的就労の場において生産する授産製品等の販売機会の開催や周知を行います。	福祉課

【達成目標等】

	項目	現状（令和5年）2023年	目標値（又は目標年）
ア	障害者優先調達法に基づく購入額	7,368 千円	7,500 千円
イ	就労継続支援B型事業所の平均月額工賃（県内）	16,930 円	20,000 円

6 生活環境の整備

(1) 施設の整備

【現状と課題】

障がいのある人が地域の中で必要な支援を受けながら自立した生活を送れるような共生社会づくりを目指しています。そのためには、障がいのある人の特性に応じた日中活動の場と住まいの場が必要となってきます。しかし、日中活動の場も種類によっては十分な数の施設が市内にないことが長年の課題となっています。加えて、入院や施設入所の長期化等地域移行がなかなか進まない現状も見られます。地域生活を推進する上で、保証人の問題等で民間賃貸住宅の利用が困難であるという課題もある中で、グループホーム等が非常に重要な役割を果たしています。そのため、相談支援事業所等と連携して地域での住まいの確保に努めていきます。また、高齢化社会の中で、地域の支え合いの必要性も高く、将来への不安も懸念されるため、地区内における協力体制の整備が重要です。

また、障がいのある人が地域社会で豊かで自立した生活を促進するためには、公共施設のバリアフリー化、障がいのある方が利用しやすいトイレの設置等、障がいのある人一人ひとりに配慮したまちづくりを進めることが重要です。子どもから高齢者に至るまで誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりが求められています。

【施策の方向】

①グループホームや生活介護事業所等での地域への関わり強化

障がいのある人の特性や年齢に応じ地域の中で自立した生活を送れるよう、相談、情報提供等に努めるとともに、グループホームや生活介護事業所等の整備について事業所に働きかけます。地域生活をする上で、非常時においては近隣住民との連携は欠かせないものであるため、地域の一員になれるよう、自治会への加入や防災訓練への参加等をする中で、地域との関係づくりができるような取組をしてもらうよう働きかけを行います。

また、障がいのある人が地域生活をする上で不可欠な住居について、不動産事業者や大家、近隣住民等に、障がいに対する理解をいただく必要があります。そのためにも、退院前に関係者が情報共有するとともに、障がい者が安心して生活ができる体制づくりを進めます。

	事業	担当課
ア	グループホームの自治組織への加入や、防災訓練への参加を呼びかけます。	総務課 危機管理課
イ	不動産事業者の障がいへの理解（協力）を得て、障がいのある人の入居支援を行います。	福祉課
ウ	施設等を退所し、地域で生活をする場合の相談場所として、地域定着支援事業が行えるよう、指定一般相談支援事業所への働きかけを行います。	福祉課

【達成目標等】

	項目	現状（令和5年）2023年	目標値（又は目標年）
ウ	地域定着支援支給決定者	3名	5名

②施設のバリアフリー化

障がいの有無に関わらず、誰でも安心して暮らすことができるよう、施設整備及び歩道の段差解消等に努め、利便性の向上を図ります。

	事業	担当課
ア	公共施設新築、改修時には、関係者の意見を聞き、誰もが利用しやすい施設となるよう、整備を進めます。 ・多目的トイレに大人のおむつ交換ができるベッドの設置 等	施設所管課
イ	歩道の段差、傾斜、勾配の解消、歩道幅員の確保などの整備に努めます。	建設課
ウ	民間店舗等においても、段差解消等に努めていただくよう働きかけます。	福祉課

【達成目標等】

	項目	現状（令和5年）2023年	目標値（又は目標年）
ア	公共施設へのおむつ交換ベッドの設置	18ヶ所	20ヶ所

(2) 防災体制の充実

【現状と課題】

近年、全国各地で地震や水害、土砂災害が起きています。その際、障がいのある人の安否確認や避難、避難所での生活などに関して多くの課題がみられます。自宅で生活を続ける場合においても、医療的ケアが必要な障がいのある人の非常時の電源の確保等の課題もあります。南海トラフ地震の地震防災対策推進地域に指定されている駒ヶ根市においても、円滑な支援のために、平常時から、障がいのある人の生活状況等の情報を整備しておく必要があります。また、災害対策基本法の改正により、個別避難計画^{*a}の作成が努力義務と位置付けられたため、どのように取り組むか検討が必要です。

また、災害時における要配慮者の受け入れや施設利用について、20施設と福祉避難所の協定を締結しているものの十分とはいえ、今後受け入れ施設の拡充に取り組む必要があります。また、障がいのある人の特性に配慮した避難所での運営方法や、福祉避難所への移行確認を行うための職員訓練が必要です。ボランティアの受け入れを含め、福祉・保健・医療など関係機関で連携して災害時要配慮者支援体制の整備を図らなければなりません。

【施策の方向】

①防災体制の整備

災害時の支援については、要配慮者となる障がいのある人や高齢者を的確に支援するため、要配慮者情報の充実や人的支援のネットワークの構築を図るとともに、地域コミュニティや支え合いの地域づくりを進めていきます。

	事業	担当課
ア	駒ヶ根市地域防災計画に基づく避難行動要支援者名簿の作成を行います。	危機管理課 福祉課
イ	避難行動要支援者名簿や地域での作成している家族台帳等を元に、各地区では、訓練時から避難体制時の支援方法の確認を依頼します。	危機管理課 福祉課
ウ	福祉避難所の拡充を行うとともに、利用、運営方法について確認を行います。	危機管理課 福祉課
エ	災害時にボランティアの受け入れを行う、ボランティアセンターについて社会福祉協議会とともに訓練を重ねます。	社会福祉協議会 福祉課
オ	個別避難計画の作成に向けて、取組方を検討します。	危機管理課 福祉課

【達成目標等】

	項目	現状（令和5年）2023年	目標値（又は目標年）
ウ	福祉避難所の協定数	20施設 (内、市内18施設)	22施設

②避難所における配慮・自宅での生活

災害が発生した後の生活の場として、倒壊等により自宅に帰宅できない人は指定避難所での生活が見込まれます。障がいの特性に応じて、避難所での生活環境について配慮できる取組をします。避難所での生活が難しく自宅で生活続ける人についても、災害時の電源の確保等必要に応じた支援ができるよう取組をします。

また、避難所に行かず自宅で生活ができる場合に備え、防災用品の備蓄について広報します。

	事業	担当課
ア	障がいの特性に応じた避難所生活を送れるよう、環境等に配慮した避難所の整備と、避難生活の支援体制づくりに努めます。	危機管理課
イ	情報保障（手話、筆談、声かけ）が必要な障がい者について、必要な対応について関係者から意見を聞きながら準備します。	危機管理課 福祉課

7 生涯学習、スポーツの推進

(1) 生涯学習の充実

【現状と課題】

生涯学習とは、人々が生涯に行う学校教育、文化活動、スポーツ活動、ボランティア活動や趣味など自主的、自発的に行う全ての学びを指します。障がいの有無に関わらず、共に生涯学習ができるような地域社会を目指します。しかしながら、障がいの特性によって移動が困難であったり、集団での活動が難しかったり等で生涯学習の機会が得られないという課題があります。

障がいのある人が生涯学習をするために、ソフト、ハードの両面からバリアフリー、ユニバーサルデザイン^{※20}の考え方等を取り入れた環境づくりを進め、社会との関わりを持ちながら、自身の生活の質（QOL）^{※12}の向上や自己の可能性を追求し生きがいを見つけていくことができるよう、障がいの状況に応じた学習機会の提供が重要です。

【施策の方向】

①参加しやすい環境づくり

障がいのある人が身近な地域、交流の場に気軽に参加できるよう、施設等の環境整備や、各種講座の情報提供等を推進します。

	事業	担当課
ア	市民公開講座や公民館講座は、できるだけ誰もが参加しやすい開催方法とします。	社会教育課
イ	講演会などでは、配置のルールについての検討を進め、必要に応じて手話通訳者や、要約筆記者等の配置を推進します。	福祉課 社会教育課
ウ	障がいのある人のスポーツ大会や、文化作品展等の周知、普及を進めます。	福祉課 社会教育課
エ	生涯学習に関する指導者の育成および確保について検討します。	福祉課 社会教育課
オ	長野県あいサポーター研修事業の活用を市内団体へ呼びかけます。	福祉課

(2) 障がい者へのスポーツの普及

【現状と課題】

令和3年（2021年）東京オリンピック・パラリンピックが開催され、長野県では令和10年（2028年）に国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が開催されます。スポーツを通して、障がいへの理解を深め、障害のある人の社会参加の機会の推進につながります。しかしながら、施設や支援者といった支援体制が十分でない等の理由で、障がい者へのスポーツの普及はなかなか進まないのが現状です。

そのため、障がいのある人がスポーツに関心を持つ機会やスポーツをするきっかけづくり、身近な場所でスポーツに親しめるような環境づくりが必要です。障がい者がスポーツに取り組むことで、体力の増強や交流、余暇の充実になり心身両面の健康増進につながります。障がいの有無にかかわらず、平等にスポーツに親しむことができる環境をつくるため、競技の普及や支援体制づくりが求められています。

【施策の方向】

①障がい者へのスポーツの普及

上伊那及び県で実施している、障がい者のスポーツ大会への参加の呼びかけについて工夫し、参加の増を目指します。

サンスポーツ駒ヶ根の出張スポーツ教室を活用し、障がい者の参加を増やすと共に、市のスポーツ担当部署と連携をし、支援者を増やす取組をします。

	事業	担当課
ア	上伊那及び県障がい者スポーツ大会への参加を呼びかけます。	福祉課
イ	サンスポーツ駒ヶ根と連携し、誰でも楽しんで参加できる場づくりを進めます。	福祉課 社会教育課

【達成目標等】

	項目	現状（令和5年） <small>2023年</small>	目標値（又は目標年）
イ	上伊那障がい者スポーツ大会への参加者数	118人 (上伊那全体)	200人
	県障がい者スポーツ大会への参加者数	19人	25人

② 団体等への理解促進

障がい者が、市内のスポーツ団体等に参加したい場合、その障がいにより施設面等配慮が必要な場合があります。現在、地域で行われている競技会（市民総合体育大会・地区運動会等）での障がい者の参加はほとんどないと思われます。そこで、障がいの有無に関わらずできるスポーツを取り入れる等、誰でも参加できるような環境づくりを目指します。

学校や地域で競技体験やボランティア体験をすることで、スポーツを通じて障がいに対する理解を深めることができるため、積極的に取り組みます。

	事業	担当課
ア	障がい者とともスポーツが体験できる場を増やします。	社会教育課
イ	長野県障害者スポーツ指導者協議会南信地区協議会（指導者）と連携し、普及に努めます。	福祉課 社会教育課
ウ	スポーツ推進委員と連携し、障がい者スポーツの支援者、指導者育成を図ります。	社会教育課

資料編

資料1 用語説明

(50音順)

※1 SNS
ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、インターネット上のコミュニティサイトのことです。
※2 インクルーシブ教育
障がいの有無に関係なく、あらゆる子どもが地域の学校で学べる教育。 必要な援助を提供されながら教育を受けること、障がいがあるという理由から障がい児だけの特別の場で教育を受けるべきではないという考え方です。
※3 遠隔手話通訳システム
災害時などの緊急時において、手話通訳が必要な場合でも通訳者が同行できないことがあります。そのような場面に備え、離れた場所から手話通訳を行えるシステムのことです。
※4 かみいな圏域差別解消協議会
障がいを理由とする差別に関する相談等、差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、上伊那8市町村による共同設置した組織の事です。
※5 上伊那圏域地域自立支援協議会
上伊那8市町村をはじめ関係機関、関係団体、障がい者等及びその家族、障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者、その他の関係者が相互の連携を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う組織の事です。
※6 上伊那成年後見センター
上伊那8市町村の協定により、上伊那成年後見センターを伊那市社会福祉協議会に設置し、成年後見制度の普及、及び、相談、成年後見等の受任、その他、各種権利擁護事業を共同で実施する組織の事です。
※7 ゲートキーパー
内閣府が主導する自殺防止活動のひとつ。 職場・学校や家庭などで自殺の兆候がみられる人に対し、声をかけて話を聞いたり、専門家を紹介したりして悩みを軽減してもらおうというもの。また、その役割を担う人のことです。
※8 個別避難計画
災害時に自ら避難することが難しい一人暮らしの高齢者、要介護者、障がい者等が、どのような避難行動をとればよいのかについて、あらかじめ本人・家族と確認し作成する、一人一人の状況に合わせた個別の避難行動計画です。

※9 障がい者虐待防止センター
「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行され、虐待を発見した人の通報や虐待を受けた本人からの届け出を受付けるための福祉課に設置された窓口のことです。
※10 情報アクセシビリティ
アクセシビリティ（Accessibility）は「利用のしやすさ」のことで、高齢者、障がい者をはじめ、あらゆるユーザーがパソコンや Web ページなどの情報資源を不自由なく利用できる「ユニバーサルデザイン」の考え方です。
※11 信州パーキング・パーミット
公共施設や店舗など、さまざまな施設に設置されている障がい者等用駐車区画を適正に利用してもらうため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難な方に、長野県県内共通の利用証を長野県が交付する制度です。
※12 生活の質（QOL）=Quality of life
一人ひとりの人生の内容の質や社会的にみた生活の質のことを指し、どれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているか、ということをも尺度としてとらえる考え方。 ここでいう幸福とは、心身の健康、良好な人間関係、やりがいのある仕事、快適な住環境、十分な教育、レクリエーション活動、レジャー活動など様々な観点から計るものです。
※13 成年後見制度
判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等）の財産や権利を保護するための制度です。
※14 電話リレーサービス
聴覚や発話に困難のある人と、きこえる人との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながるができるサービスです。
※15 副学籍
特別支援学校在籍児童生徒が、居住地域の小中学校に副次的な籍をもち、直接交流や間接交流を通じて、居住地域とのつながりの維持、継続を図る制度です。 直接交流とは、学校行事や地域行事等における交流、小中学校の学習活動への参加等。 間接交流とは、学校・学級便りの交換、作品・手紙の交換、地域情報の提供等。
※16 福祉的就労
障がいのある人が障害者就労施設で働くことをいいます。
※17 福祉輸送サービス事業
通常バス、タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な高齢者及び障がい者等の外出の利便を図り、社会参加の促進及び社会福祉の向上に資する輸送サービス事業です。
※18 ヘルプマーク
義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマークです。

※19 結ing (ゆいいんぐ)

障がい児への支援として、お子さんの成長段階における適切な支援のため、家族と一緒に発達状況や支援状況等について記録として整備した台帳です。

※20 ユニバーサルデザイン

年齢、性別、能力、言語など、人々が持つ様々な特性や違いを認め合い、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建築、施設、製品等のデザインをしていこうという考え方。

資料2 障がい別の主な特性と配慮の例

- ◆駒ヶ根市障がいを理由とする差別を解消するための職員対応要領から抜粋
(出典：長野県あいサポーター研修テキスト等からの抜粋)

視覚障がい

1 主な特性

- ① 何らかの原因によって視機能に障がいがあることで、全く見えない場合と見えづらい場合とがあります。
- ② 見えづらい場合の中には、細部がよくわからない、光がまぶしい、暗いところで見えにくい、見える範囲が狭い、特定の色がわかりにくいなどの症状があります。

2 配慮の例

- ① 突然体にふれず、前方から声をかけましょう
- ② 「あちら、こちら」などの指示語を使わず、「30センチ右」「時計で3時の方向」など具体的に説明しましょう。

聴覚・言語障がい

1 主な特性

- ① 聴覚障がい者には、音などがほとんど聞こえない人や聞こえにくい難聴の人がいます。また、事故や病気で聞こえなくなった中途失聴の人がいます。
- ② 言語障がいは大きく二つに分けられます。一つは失語症や言語発達障がいなど、言葉を理解することや適切な表現が困難な言語機能の障がいと、もう一つは口腔器官の障がいや吃音など、聴き取りの能力や理解力には支障がなく、発音や発声だけがうまくできない音声機能の障がいがあります。

2 配慮の例

- ① 会話の方法が適切でないと、話を伝えることができない場合がありますので、会話方法(例：筆談、口話、手話、代用発声、手話通訳、要約筆記)を確認しましょう。
- ② 音声や音が伝わりにくいのでパソコン、メール、ファクシミリ、掲示板、パネル、メモ帳など視覚を通じた伝達方法を考えましょう。
- ③ 特に言語障がいのある人への対応は、一つひとつの言葉を聞くことが大切です。わかつたふりをせず、きちんと内容を確認しましょう。

盲ろう

1 主な特性

- ① 視覚と聴覚の両方に障がいがあることを「盲ろう」といいます。
- ② 盲ろうは、大きく分けて、次の4つのタイプがあります。
 - ア 全盲ろう 全く見えず、全く聞こえない状態
 - イ 盲難聴 全く見えず、少し聞こえる状態
 - ウ 弱視ろう 少し見えて、全く聞こえない状態
 - エ 弱視難聴 少し見えて、少し聞こえる状態

2 配慮の例

- ① 家族や支援者が、手のひらに文字を書いたり、触手話など、それぞれにあったコミュニケーション方法を生み出す努力と工夫をしています。
- ② 話しかける際には、まず肩にそっと手を触れて話しかけましょう。聴力が使える人もいます。

肢体不自由

1 主な特性

- ① 事故などによる手足の損傷あるいは腰や首、脳の血管などに損傷を受けたり、先天性の疾患などによって生じる上肢・下肢にあるマヒや欠損などにより、歩くことや物の持ち運びなど日常の動作や姿勢の維持が不自由になります。
- ② 病気や事故で脳に損傷を受けた場合には、言葉の不自由さや記憶力の低下などを伴うこともあります。肢体不自由の中でも脳性マヒ・脊髄損傷・筋ジストロフィーなどで全身に障がいがおよぶものを全身性障がいといいます。

2 配慮の例

- ① 困っていそうなときは、さりげなく声をかけ、どんな手助けが必要か気軽にたずねましょう。
- ② 言葉がうまく話せない人に対して、子どもに対するような接し方をしないようにしましょう。
- ③ 聞き取りにくいときは、わかったふりをせず、きちんと内容を確認しましょう

内部障がい

1 主な特性

- ① 外見からわかりにくく、周りから理解されにくいため、電車やバスの優先席に座りにくいなど、心理的ストレスを受けやすい状況にあります。
- ② 障がいのある臓器だけでなく、全身状態が低下しているため、体力が低下し、疲れやすいです。重い荷物を持ったり、長時間立っているなどの身体的負担を伴う行動が制限されます。
- ③ 肝臓機能障がいの方はこういったことが、顕著にあらわれます。集中力や根気が続かず、トラブルになる場合もあります。

2 配慮の例

- ① 障がいの種類や程度は様々です。外見からはわかりにくく、周りから理解されず苦しんでいる人がいることを理解しましょう。

重症心身障がい

1 主な特性

- ① 重度の身体障がいと重度の知的障がいなどが重複している最も重い障がいです。
- ② 自分で日常生活をおくることは困難であり、自宅で介護を受けたり、専門施設などに入所したりして生活しています。口の動きや目の訴えで意思を伝えますが、常時介護している方でないと理解しにくいです。

2 配慮の例

- ① 車いすやストレッチャーでの移動時に人手がいりそうなどときには、介護している方に声をかけてみましょう。
- ② 体温調整がうまくできないことも多いので、急な温度変化を避ける配慮をしましょう。

知的障がい

1 主な特性

- ① 発達期になんらかの原因で知的な能力が年齢相応に発達していない状態であること及び社会生活への適応に困難があることをいいます。
- ② 主な特徴は、「ことばを使う」「記憶する」「抽象的なことを考える」などに少し時間がかかります。
- ③ また、仕事の手順をすぐ覚えることや、人とのやりとりにすばやく対応することが困難な場合があります。しかし、周囲の理解や支援によって、一步一步成長していける可能性を持っています。

2 配慮の例

- ① 「一方的に話す」「ひとり言を言う」「同じ言葉を繰り返す」などコミュニケーションがうまくとれません。そのような時は、内容が理解できるように、ゆっくり簡単な言葉で話しかけましょう。
- ② 「赤信号でも渡る」「車が来ても避けない」「遮断機が下りても線路に入る」など危険がわからない、助けを求めることができない場合があります。そのような時は、やさしく声をかけ危険であることを知らせましょう。

発達障がい

1 主な特性

- ① 原因はまだよくわかっていませんが、脳機能の偏りによるもので、どんな能力に障がいがあるか、どの程度なのかは人によって様々です。周りから理解されにくい障がいですが、早い時期から理解が得られ、適切な支援や環境調整が行われることが大切です。

2 配慮の例

- ① わかりやすく見通しを示すことで、やることが理解できたり、初めてのことに取り組むときの不安が少なくなったりします。
- ② 話し言葉だけではなく、目で見てわかるように伝えることが大きな助けになることがあります。
- ③ 障がいがあるため困難なことを「なぜできないのか」「怠けているのではないか」と見られるのはつらいことです。
「どうすればできるのか」「どうすれば補えるのか」という視点で考えて具体的な工夫しましょう。

精神障がい

1 主な特性

- ① 統合失調症や気分障がい（うつ病や双極性障がい）などの精神障がい（精神疾患）では、幻覚や妄想、不安やイライラ感、憂うつ感、疲れやすさ、不眠等が認められます。

② これらの症状は、薬を服用することや環境を調整することにより軽快していき、社会生活を送れるように回復していきます。

2 配慮の例

- ① 無理な励ましは、本人の過剰なストレスとなることがあります。
- ② 本人の悩みを良く聴き、ストレスを軽減することも大切です。
- ③ 職場でも、本人のペースに合わせた働き方ができるよう工夫してください。
- ④ 通院、服薬がしやすいよう、周囲のサポートが必要です。

依存症

1 主な特性

- ① 依存症は、ある物質やプロセスに対して強い渴望が生じ、日常生活に支障をきたすほど依存しているにもかかわらず、その依存行動をやめたくてもやめられない状態をいいます。
- ② アルコール・薬物などの物質に依存する「物質依存」のほか、ギャンブルなどに依存する「プロセス依存」があります。いずれの場合も、精神面、社会面に影響が及びますが、物質依存の場合は、身体面にもダメージをもたらします。

2 配慮の例

- ① 依存症は、早期に治療や対応をすれば、それだけ回復につながりやすい病気です。依存症が疑われるサインを見逃さず、本人が病気を認めたがらない場合は、まず家族や周囲の人が相談機関に行き、本人を支援に繋げることが大切です。
- ② 病院や行政等の相談機関では、家族の個別相談に対応している他、学習と家族同士の体験共有のためのグループ活動を実施しているところもあります。

てんかん

1 主な特性

- ① 脳の神経の一部が活発に活動しすぎるために、「てんかん発作」が繰り返しおきる病気です。身体の一部あるいは全身がけいれんしたり、また意識だけが失われるなど症状は様々です。
- ② 遺伝病ではなく、どの年代でも見られる身近な病気で、薬や外科治療によって発作の多くはコントロールできます。

2 配慮の例

- ① 発作が起こったら、まず、あわてずに見守りましょう。
- ② まわりの人ができることは、危険を避ける、動作に自然に寄り添う、発作の様子をくわしく見ておくなどです。
- ③ やってはいけないことは、口にハンカチなどの物を入れる、けいれんを止めようと体を押さえる、早く意識を戻そうとして刺激することなどです。

高次脳機能障害

1 主な特性

- ① 交通事故による脳外傷や脳卒中など、脳が損傷を受けることによって生じる認知面の様々な障がいのことをいいます。
- ② 記憶力の低下があるタイプ、注意力の低下があるタイプ、遂行機能の低下があるタイプ、

社会的行動障害があるタイプなどのタイプがあり、これらの症状は周りから気付きにくく、また、本人も気がついていないことがあります。わかりにくい障がいであり、本人の性格だと誤解されることも多いです。

2 配慮の例

- ① 大事なことはメモをとるように促したり、伝えたいことを簡潔に伝え、その内容が理解できているかどうか確認しましょう。

難病

1 主な特性

- ① 難病は、原因不明、治療方針未確定であり、かつ後遺症を残す恐れが少なくない疾病で、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病です。

2 配慮の例

- ① 難病は誰がいつ発症するかわからない疾患です。病気の種類や症状、程度も様々です。「難病のある人」とレッテルを貼って誤解や偏見を持たないようにしましょう。
- ② 難病は完全に病気が治るというものではありませんが、医学の進歩により、多くの難病は継続的に薬を飲み、通院し、管理することで安定した症状を保つことができます。その状態を維持するためにも、通院に対する配慮が必要です。
- ③ 難病のある人も、職業生活と疾患管理の両立を希望しています。
- ④ 個々の疾患により疾患の特色や注意する点が異なりますので、それに応じた職場環境や働き方などの配慮が必要です。

認知症

1 主な特性

- ① 認知症とは、単一の病名ではなく、種々の原因となる疾患により記憶障害など認知機能が低下し、生活に支障が出ている状態です。
- ② 認知機能の障がいの他に、行動・心理症状（BPSD）と呼ばれる症状（徘徊、不穏、興奮、幻覚、妄想など）があります。

2 配慮の例

- ① 話をするときは、落ち着いた声でゆっくり、はっきりと、かつ伝えたい内容は単純にまとめ、わかりやすい言葉を心がけます。
- ② 各々の価値観や個性、想い、人生の歴史等を持つ主体として尊重し、できないことなく、できることに目を向けて、本人が有する力を最大限に活かしながら、地域社会の中で本人のなじみの暮らし方やなじみの関係が継続できるよう支援します。
- ③ 早期に気付いて適切に対応していくことができるよう、小さな異常を感じたときに速やかに適切な機関に相談できるようにしましょう。
- ④ BPSD には何らかの意味があり、その人からのメッセージとして聴くことが重要であり、BPSD の要因として、さまざまな身体症状、孤立・不安、不適切な環境・ケア、睡眠や生活リズムの乱れなどにも目を向ける必要があります。

※ 認知症になっても、年長者としての誇り、子どもや小動物、植物などを慈しむ気持ちなど豊かな感情は保たれています。言葉にできない認知症の人の気持ちを介護者は推し量り、それに寄り添う姿勢が大切です。

資料3 駒ヶ根市障がい者福祉推進市民会議

1、駒ヶ根市障がい者福祉推進市民会議設置要綱

(設置)

第1条 障がい者福祉施策の総合的かつ計画的な推進に関し、広く市民の提言及び意見を聴くため、駒ヶ根市障がい者福祉推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(役割)

第2条 市民会議は、次に掲げる事項について提言及び意見を述べるものとする。

- (1) 障がい者福祉計画に関すること。
- (2) その他障がい者福祉の推進に関すること。

(組織)

第3条 市民会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障がい者団体関係者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 保健医療従事者
- (4) 識見を有する者
- (5) 公募による者

(任期等)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から委嘱した日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

(座長及び副座長)

第5条 市民会議に座長1人及び副座長1人を置き、委員が互選する。

2 座長は、市民会議を総括する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議の会議は、座長が招集し、座長が会議の議長となる。

2 議長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成20年告示第76号）

この告示は、公示の日から施行する。

2、委員名簿（順不同・敬称略）

関係機関名(団体名)	役職	氏名
駒ヶ根市手をつなぐ育成会	会長	山岸 秋男
伊那養護学校	校長	原 潤
駒ヶ根市特別支援教育 コーディネーター連絡会	赤穂南小学校	那須野 裕
長野県障害者フライングディスク協会 (長野県障がい者スポーツ協会理事)	副会長	酒井 雅木
駒ヶ根手話サークル	手話通訳者	松井 みすゞ
駒ヶ根市民生児童委員協議会	会長	山浦 泰子
支え合い推進会議(第2層コーディネーター連絡会議)	会長	双山 しげ子
障がい者自立支援センター たんぽぽの家	園長	北澤 仁
西駒郷 駒ヶ根支援事業所	課長兼相談支援専門員	宮田 信子
上伊那医師会 南部支部	つちかね整形外科クリニック院長	土金 彰
駒ヶ根市区長会	町4区区長	塩澤 和夫
福祉を考える企業の会	副会長	北澤 靖弘
公募による委員		佐藤 敬子

事務局

所属	担当	氏名
民生部	部長	中村 竜一
子ども課	課長	赤羽 知道
子ども課	学校教育係長	水野 毅
子ども課	母子保健係長	北原 峰子
地域保健課	課長	北原 純
地域保健課	健康長寿係長	松澤 澄恵
福祉課	課長	野村 隆二
福祉課	福祉企業センター所長	下井 朗
福祉課	障がい福祉係長	松原 博人
福祉課	障がい福祉係	米村 由布子
福祉課	障がい福祉係	北原 晴輝
福祉課	障がい福祉係	木下 修

3、策定経過

令和5年(2023年) 6月21日 第1回市民会議
8月23日 第2回市民会議
10月26日 第3回市民会議

駒ヶ根市障がい者基本計画 2024

令和6年（2024年）3月発行

発行 駒ヶ根市

編集 駒ヶ根市 民生部 福祉課

〒399-4192 長野県駒ヶ根市赤須町 20 番 1 号

TEL0265-83-2111（代表）

印刷 駒ヶ根市障がい者自立支援センターたんぽぽの家
（就労継続支援B型事業所）

〒399-4105 長野県駒ヶ根市赤須東 2 番 12 号

TEL0265-81-8116
